中小企業等協同組合法施行規則(昭和三十年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号)

	第五条の二の三 信用協同組合等は、法第五十七条の三第三項の規定
(営業等の譲受けの認可の申請)	(営業等の譲受けの認可の申請)
するおそれがないことを証する書面	するおそれがないことを証する書面
を害 若しくは信託したこと又は事業の全部の譲渡をしてもその者を害	若しくは信託したこと又は事業の全部の譲渡をしてもその者を害
し、 権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、	権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、
に債 等にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債	等にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債
組合 を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における信用協同組合	を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における信用協同組合
事項 三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項	三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項
九十号) 第五十八条の規定により読み替えて適用される銀行法第	九十号) 第三十五条の規定により読み替えて適用される銀行法第
^{第百} 等の組織再編成の促進に関する特別措置法 (平成十四年法律第百	等の組織再編成の促進に関する特別措置法 (平成十四年法律第百
銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告 (金融機関	三 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告 (金融機関
一・ (略)	
提出しなければならない。	提出しなければならない。
想を 認可申請書に前項各号 (第四号を除く。) の書類のほか、次の書類を	認可申請書に前項各号 (第四号を除く。)の書類のほか、次の書類を
4る 全部の譲渡の認可を受けようとするときは、様式第十三の二による	全部の譲渡の認可を受けようとするときは、様式第十三の二による
素の │2 信用協同組合等が、法第五十七条の三第三項の規定による事業の │	2 信用協同組合等が、法第五十七条の三第三項の規定による事業の
第五条の二の二 (略)	第五条の二の二 (略)
(事業の譲渡の認可の申請)	(事業の譲渡の認可の申請)
現	改正案

添えて提出しなければならない。は、様式第十三の三又は第十三の四による認可申請書に次の書類をによる営業の一部又は事業の譲受けの認可を受けようとするとき

(略)

一 営業の一部又は事業の譲受けを議決した総会又は総代会の議事 一 営業の一部又は事業の譲受けを議決した総会又は総代会の議事 一 営業の一部又は事業の譲受けを行う場合における信用協同 を 1 で 2 により 2 により 3 により 3 により 5 により 6 における 6 における

三 (略)

を添えて提出しなければならない。は、様式第十三の三又は第十三の四による認可申請書に次の書類による営業の一部又は事業の譲受けの認可を受けようとするとき

(略)

一 (略)

四 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関四 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、と並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、と並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、とがに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、とがに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、とがに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、とがに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、とがに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し、語を記述といる。

る書面

五 (略)

(組合の合併の認可の申請)

それぞれ次の書類を添えて提出しなければならない。ようとする者は、様式第十五又は様式第十六による申請書二通に、第七条 法第六十三条第三項の規定により組合の合併の認可を申請し

一~五 (略)

同組合等にあつては、理事会の議事録)又はその謄本の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する信用協の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する信用協り措置法第十七条第一項の規定により法第六十三条第一項の総会以は総代会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特へ、合併の当事者たる組合が合併に関する事項につき議決した総会

七~九 (略)

る書面

五 (略)

二 (田)

(組合の合併の認可の申請)

それぞれ次の書類を添えて提出しなければならない。ようとする者は、様式第十五又は様式第十六による申請書二通に、第七条 法第六十三条第三項の規定により組合の合併の認可を申請し

| 〜五 (略)

協同組合等にあつては、理事会の議事録) 又はその謄本会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する信用別措置法第三十九条第一項の規定により法第六十三条第一項の総入は総代会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特介 合併の当事者たる組合が合併に関する事項につき議決した総会

七~九 (略)

こと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証

第一項の規定により法第六十三条第一項の総会の議決を経ないで 知した組合員があるときは、その組合員の数を証する書面 に関する特別措置法第十七条第五項の規定により反対の意思を通 総組合員の数を証する書面並びに金融機関等の組織再編成の促進 により消滅する信用協同組合等の合併契約書の作成の日における は、最終の貸借対照表、合併後存続する信用協同組合等及び合併 合併を行う場合における合併後存続する信用協同組合等にあつて 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十七条

こと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証

十一 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十九 併により消滅する信用協同組合等の合併契約書の作成の日におけ ては、最終の貸借対照表、合併後存続する信用協同組合等及び合 を通知した組合員があるときは、その組合員の数を証する書面 進に関する特別措置法第三十九条第五項の規定により反対の意思 る総組合員の数を証する書面並びに金融機関等の組織再編成の促 で合併を行う場合における合併後存続する信用協同組合等にあつ 条第一項の規定により法第六十三条第一項の総会の議決を経ない する書面

2 4 (略)

2 { 4

(略)

金融機関等の合併及び転換の手続等に関する内閣府令(昭和四十三年大蔵省令第二十七号)

取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面))	締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面))
会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該	の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取
委員会等設置会社において、同法第二十一条の七第三項の取締役	員会等設置会社において、同法第二十一条の七第三項の取締役会
律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する	(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委
事会の議事録(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法	会の議事録(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律
合併を行う場合における存続金融機関にあつては取締役会又は理	併を行う場合における存続金融機関にあつては取締役会又は理事
第四十一条第一項の規定により法第七条第一項の承認を得ないで	第十九条第一項の規定により法第七条第一項の承認を得ないで合
再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)	再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)
いて準用する商法第四百十三条ノ三第一項又は金融機関等の組織	いて準用する商法第四百十三条ノ三第一項又は金融機関等の組織
ては当該場合に該当することを証する書面、法第七条第二項にお	ては当該場合に該当することを証する書面、法第七条第二項にお
規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつ	規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつ
第七条第四項に規定する特定株主総会を含む。) の議事録 (商法の	第七条第四項に規定する特定株主総会を含む。) の議事録 (商法の
十六号。以下「法」という。) 第八条第二項に規定する合併総会(法	十六号。以下「法」という。)第八条第二項に規定する合併総会(法
二 金融機関の合併及び転換に関する法律 (昭和四十三年法律第八	二(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八
一 (略)	一 (略)
で定める書類は、合併の場合にあつては、次に掲げる書類とする。	で定める書類は、合併の場合にあつては、次に掲げる書類とする。
政令第百四十三号。以下「令」という。) 第二条に規定する内閣府令	政令第百四十三号。以下「令」という。) 第二条に規定する内閣府令
第一条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令 (昭和四十三年	第一条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令(昭和四十三年
(合併認可申請書の添付書類)	(合併認可申請書の添付書類)
現	改正案

三十四 (略)

十五 証する書面 知した会員又は組合員があるときは、その会員又は組合員の数を に関する特別措置法第十九条第五項の規定により反対の意思を通 は総組合員の数を証する書面及び金融機関等の組織再編成の促進 ては、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。) 又 融機関の合併契約書の作成の日における総会員(労働金庫にあつ 場合における存続金融機関にあつては、存続金融機関及び消滅金 第一項の規定により法第七条第一項の承認を得ないで合併を行う 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十九条

三十四 (略)

士五 数を証する書面 進に関する特別措置法第四十一条第五項の規定により反対の意思 又は総組合員の数を証する書面及び金融機関等の組織再編成の促 つては、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。) う場合における存続金融機関にあつては、存続金融機関及び消滅 条第一項の規定により法第七条第一項の承認を得ないで合併を行 を通知した会員又は組合員があるときは、その会員又は組合員の 金融機関の合併契約書の作成の日における総会員(労働金庫にあ 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十一

十六 (略)

十六

(略)

銀行法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十号)

改正案	現行
(営業譲渡等の認可の申請)	(営業譲渡等の認可の申請)
第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による営業の譲渡若し	第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による営業の譲渡若し
くは譲受け又は同条第四項の規定による事業の譲受け (以下この条	くは譲受け又は同条第四項の規定による事業の譲受け(以下この条
において「営業譲渡等」という。) の認可を受けようとするときは、	において「営業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、
認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなけ	認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなけ
ればならない。	ればならない。
五 法第三十四条第一項の規定による公告及び催告 (金融機関等の	五 法第三十四条第一項の規定による公告及び催告 (金融機関等の
組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十	組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十
号)第三十五条の規定により読み替えて適用される法第三十四条	号) 第五十八条の規定により読み替えて適用される法第三十四条
第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載す	第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載す
る日刊新聞紙に掲載してした場合における銀行にあつては、これ	る日刊新聞紙に掲載してした場合における銀行にあつては、これ
らの公告)又は法第三十五条第一項の規定による公告及び催告を	らの公告)又は法第三十五条第一項の規定による公告及び催告を
したこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し	したこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し
弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は営業	弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は営業
譲渡等をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面	譲渡等をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
六~十二 (略)	六~十二 (略)
(国等が保有する議決権とみなされる議決権)	(国等が保有する議決権とみなされる議決権)

第三十四条の三 議決権の保有について、令第十五条の法人とみなす。 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める

機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第 に規定する優先株式等の発行等に係る株式に係る議決権及び金融 急措置に関する法律(平成十年法律第五号)第四条第一項第一号 おその効力を有することとされる旧金融機能の安定化のための緊 る法律 (平成十年法律第百三十二号) 附則第五条の規定によりな 係る株式に係る議決権、金融機能の再生のための緊急措置に関す 緊急措置法」という。) 第四条第二項に規定する株式等の発行等に る法律 (平成十年法律第百四十三号。以下「 金融機能早期健全化 式に係る議決権、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関す 附則第二十二条第一項に規定する協定に基づく譲受け等に係る株 預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行 同法

号)第三十五条第二項第六号に規定する取得株式等である株

<u>-</u> <u>{</u>

(略)

式に係る議決権

第三十四条の三 議決権の保有について、令第十五条の法人とみなす。 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める

緊急措置法」という。) 第四条第二項に規定する株式等の発行等に 附則第二十二条第一項に規定する協定に基づく譲受け等に係る株 規定する協定に基づく引受け等に係る同法第二条第四項に規定す 機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十八条第一項に に規定する優先株式等の発行等に係る株式に係る議決権及び金融 おその効力を有することとされる旧金融機能の安定化のための緊 る法律 (平成十年法律第百三十二号) 附則第五条の規定によりな 係る株式に係る議決権、金融機能の再生のための緊急措置に関す る法律 (平成十年法律第百四十三号。以下「 金融機能早期健全化 式に係る議決権、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関す る優先株式に係る議決権 急措置に関する法律 (平成十年法律第五号) 第四条第一項第一号 預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行 同法

<u>{</u> (略)

	(1017) (1017)
第五条の二の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める (国等が保有する議決権とみなされる議決権)	第五条の二の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める (国等が保有する議決権とみなされる議決権)
現行	改正案

(営業譲渡等の認可の申請)

するときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に(以下この条において「営業譲渡等」という。)の認可を受けようと業の譲渡若しくは譲受け又は同条第四項の規定による事業の譲受け第二十二条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第三項の規定による営

| _ _ _ (略)

提出しなければならない。

五 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関五 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告をしたことは銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたことは銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたことは銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたことがに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、立てした場合における長期信用銀行にあつては、これらの公告)又は関係関系の規定による公告及び催告(金融機関のであるという。

(営業譲渡等の認可の申請)

提出しなければならない。 (以下この条において「営業譲渡等」という。)の認可を受けようと業の譲渡若しくは譲受け又は同条第四項の規定による事業の譲受け第二十二条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第三項の規定による営

一~四 (略)

五 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告をしたこと は銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと は銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと は銀行法第三十四条第一項の規定により公 は銀行法第三十四条第一項の規定により公 は銀行法第三十四条第一項の規定により公 は銀行法第三十四条第一項の規定により公 は銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告 (金融機関 してもその者を害するおそれがないことを証する書面 してもでいる。

分十二 (略)

(略)

信用金庫法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十五号)

を証する書面	を証する書面
信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないこと	信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないこと
ときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは	ときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは
は、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者がある	は、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者がある
掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつて	掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつて
十一条第二項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を	十一条第二項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を
特別措置法第五十四条の規定により読み替えて適用される法第五	特別措置法第三十一条の規定により読み替えて適用される法第五
定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する	定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する
五 法第五十八条第五項において準用する法第五十一条第二項の規	五 法第五十八条第五項において準用する法第五十一条第二項の規
三・四 (略)	三・四(略)
おける合併後存続する金庫にあつては、理事会の議事録)	ける合併後存続する金庫にあつては、理事会の議事録)
り法第五十八条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合に	
置法(平成十四年法律第百九十号)第三十八条第一項の規定によ	置法 (平成十四年法律第百九十号) 第十六条第一項の規定により
総会の議事録 (金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措	総会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措
一 (略)	一 (略)
庁長官等に提出しなければならない。	庁長官等に提出しなければならない。
けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融	けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融
第十一条(金庫は、法第五十八条第三項の規定による合併の認可を受	第十一条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による合併の認可を受
(合併の認可の申請等)	(合併の認可の申請等)
現行	改正案

六 ~ 十 一 (略)

十二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十六条 員の数を証する書面 項の規定により反対の意思を通知した会員があるときは、その会 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十六条第五 の合併契約書の作成の日における総会員の数を証する書面並びに の貸借対照表、合併後存続する金庫及び合併により消滅する金庫 で合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、 第一項の規定により、 法第五十八条第一項の総会の議決を経ない 最終

2 (略)

(事業の譲渡の認可の申請等)

第十二条 渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類 を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。 金庫は、 法第五十八条第三項の規定による事業の一部の譲

|〜三 (略)

組織再編成の促進に関する特別措置法第三十五条の規定により読 同条第二項第三号中「の状況を記載した書類」を「(金融機関等の 譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面」と、 若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の一部の 並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、 銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと

六~十一 (略)

十二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十八 庫の合併契約書の作成の日における総会員の数を証する書面並び 終の貸借対照表、合併後存続する金庫及び合併により消滅する金 第五項の規定により反対の意思を通知した会員があるときは、そ 条第一項の規定により、法第五十八条第一項の総会の議決を経な の会員の数を証する書面 に金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十八条 いで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、最

2 (略)

(事業の譲渡の認可の申請等)

第十二条 渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類 金庫は、 法第五十八条第三項の規定による事業の一

部の譲

| 〜 三 (略)

を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面」と、 組織再編成の促進に関する特別措置法第五十八条の規定により読 同条第二項第三号中「の状況を記載した書類」を「(金融機関等の 若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の一部の 並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、 銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと

をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面 くは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の全部の譲渡 に異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若し た場合における金庫にあつては、これらの公告)をしたこと並び 官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してし み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を

2 (略)

•二 (略)

Ξ 譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面 若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の全部の 並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、 てした場合における金庫にあつては、これらの公告)をしたこと 告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載し り読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公 等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十五条の規定によ 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関

3 (略)

(営業等の譲受けの認可の申請等)

類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。 譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書 金庫は、 法第五十八条第三項の規定による営業又は事業の

> た場合における金庫にあつては、これらの公告)をしたこと並び 官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してし をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面 くは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の全部の譲渡 に異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若し み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を

(略)

2

一・二 (略)

Ξ 等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十八条の規定によ 譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面 並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、 てした場合における金庫にあつては、これらの公告)をしたこと 告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載し り読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公 若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の全部の 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関

3 (略)

(営業等の譲受けの認可の申請等)

第十三条 譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる 書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。 金庫は、 法第五十八条第三項の規定による営業又は事業の

略)

より反対の意思を通知した会員があるときはその会員の数を証す 組織再編成の促進に関する特別措置法第二十四条第三項の規定に あつては、理事会の議事録、最終の貸借対照表及び金融機関等の 議決を経ないで営業又は事業の譲受けを行う場合における金庫に 置法第二十四条第一項の規定により法第五十八条第二項の総会の 総会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措

Ξ (略)

る書面)

四 をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面 担保を提供し、若しくは信託したこと又は営業又は事業の譲受け 議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは 第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異 てした場合における金庫にあつては、これらの公告) 又は銀行法 告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載し り読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公 等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十五条の規定によ 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関

略

組織再編成の促進に関する特別措置法第四十七条第三項の規定に より反対の意思を通知した会員があるときはその会員の数を証す あつては、 置法第四十七条第一項の規定により法第五十八条第二項の総会の 議決を経ないで営業又は事業の譲受けを行う場合における金庫に 総会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措 理事会の議事録、最終の貸借対照表及び金融機関等の

る書面)

Ξ (略)

四 担保を提供し、若しくは信託したこと又は営業又は事業の譲受け 第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異 等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十八条の規定によ 議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは てした場合における金庫にあつては、これらの公告)又は銀行法 告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載し り読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公 をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関

2 (略)

季八

(略)

2

(略)

季八

(略)

銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四号)

改正案	現行
(保有の制限から除かれる株式)	(保有の制限から除かれる株式)
第二条 法第三条第一項に規定する主務省令で定める保有の制限から	第二条 法第三条第一項に規定する主務省令で定める保有の制限から
除かれる株式は、次に掲げる株式とする。	除かれる株式は、次に掲げる株式とする。
	八 (略)
九 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法	九 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四
律第 号)第三十五条第二項第六号に規定する取得株式等(次	年法律第百九十号)第三条に規定する経営基盤強化計画(同条又
条において「取得株式等」という。) である株式 (協定銀行が保有	は同法第七条第一項に規定する認定を受けたものに限る。)に基
するものに限る。)	づく同法第六条第一項に規定する優先株式等の引受け等(次条に
	おいて「優先株式等の引受け等」という。)に係る優先株式(協
	定銀行が保有するものに限る。)
2~3 (略)	2~3 (略)
(株式に準ずるもの)	(株式に準ずるもの)
第三条 法第三条第一項に定める株式に準ずるものとして主務省令で	第三条 法第三条第一項に定める株式に準ずるものとして主務省令で
定めるものは、次に掲げるものとする。	定めるものは、次に掲げるものとする。
一 証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関	証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関
する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資(協定	する法律 (平成五年法律第四十四号) に規定する優先出資 (協定
譲受け等若しくは株式等の発行等に係るもの(協定銀行が保有す	譲受け等若しくは株式等の発行等に係るもの(協定銀行が保有す
るものに限る。)、資産買取りの委託に係るもの (協定債権回収会	るものに限る。)、資産買取りの委託に係るもの (協定債権回収会

(略)	が保有するものに限る。)を除く。)	社が保有するものに限る。) 又は取得株式等に係るもの (協定銀行
二 (略)	(協定銀行が保有するものに限る。) を除く。)	社が保有するものに限る。)又は優先株式等の引受け等に係るもの

金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令 (平成十四年内閣府令第八十八号)

2 前項の申請書及びその写しには、次の各号に掲げる書類をそれぞれ	2 前項の申請書及びその写しには、次の各号に掲げる書類をそれぞれ
第三条 (略)	第三条 (略)
(経営基盤強化計画の認定の申請及び認定)	(経営基盤強化計画の認定の申請及び認定)
強化指導計画又は信用協同組合等をいう。	
等、信託受益権等、信託受益権等に係る協同組織金融機関、経営基盤	
金銭消費貸借、経営基盤強化計画、優先株式等の引受け等、信用金庫	
成、組織再編成金融機関等、劣後特約付社債、優先出資、劣後特約付	
行、長期信用銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、組織再編	
第二項第三号、第二十一条第二項又は第三十九条第一項に規定する銀	
若しくは第五項、第三条、第六条第一項、第十五条第一項、第十八条	
一号、第二号、第十三号、第十四号、第二項第一号、第三項、第四項	
成の促進に関する特別措置法 (以下「法」という。)第二条第一項第	会社、組織再編成、経営基盤強化計画又は信用金庫等をいう。
計画」又は「信用協同組合等」とは、それぞれ金融機関等の組織再編	項に規定する銀行、長期信用銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株
権等」、「信託受益権等に係る協同組織金融機関」、「経営基盤強化指導	第十三号、第十四号若しくは第二項第一号、第三条又は第十二条第一
基盤強化計画」、「優先株式等の引受け等」、「信用金庫等」、「信託受益	る特別措置法 (以下「法」という。)第二条第一項第一号、第二号、
「劣後特約付社債」、「優先出資」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「経営	「信用金庫等」とは、それぞれ金融機関等の組織再編成の促進に関す
「長期信用銀行持株会社」、「組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、	「長期信用銀行持株会社」、「組織再編成」、「経営基盤強化計画」又は
第一条 この府令において「銀行」、「長期信用銀行」、「銀行持株会社」、	第一条 この府令において「銀行」、「長期信用銀行」、「銀行持株会社」、
(定義)	(定義)
現行	改正案

添付するものとする。

一~六 (略)

(削る)

七 (略)

3 申請者たる金融機関等に交付するものとする 画の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内 速やかに法第五条に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計 に、当該認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として 内閣総理大臣は、経営基盤強化計画の提出を受けた場合において、

4

(略)

(経営基盤強化計画の記載事項)

第四条 法第四条第六号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げ

るものとする。

(削る) 一、二 (略)

添付するものとする。

一~六 (略)

七 関等の自己資本比率(第五条第一項各号に掲げる金融機関等の種類 に応じ、当該各号に定める区分の基準となる自己資本比率をいう。 合にあっては、当該優先株式等の引受け等に係る組織再編成金融機 経営基盤強化計画が優先株式等の引受け等を含むものである場

八 (略)

次条第二号において同じ。) の見込みを記載した書類

3 当該経営基盤強化計画の認定をするときは、当該提出を受けた日から する予備審査に係るものを除く。第七条第五項において同じ。) を受 る金融機関等に交付するものとする。 認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者た 優先株式等の引受け等を求める場合にあっては、二月以内)に、当該 原則として一月以内(当該経営基盤強化計画を提出する金融機関等が けた場合において、速やかに法第五条に照らしてその内容を審査し 内閣総理大臣は、経営基盤強化計画の提出(第十四条第一項に規定

4 (略)

るものとする。

(経営基盤強化計画の記載事項)

第四条 法第四条第六号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げ

(略)

経営基盤強化計画を提出する金融機関等が信用金庫等又は信用

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定)	(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定)
方策 に が の 引受け で の 子 会社の 財務内容の 健全性を 確保する ための 一 優先株式等の 引受け等を 求める 額の 算定根拠 一 優先株式等の 引受け等を 求める 額の 算定根拠 一 優先株式等の 引受け等を 求める 額の 算定根拠 一 で の 方法により その 子 会社の 財務内容の 健全性を 確保する ための 他の 方法により その 子 会社の 財務内容の 健全性を 確保する ための 他の 方法により その 子 会社の 財務内容の 健全性を 確保する ための 他の 方法により その 子 会社の 財務内容の 健全性を 確保する ための は しゅう は 、	
午.	
五 (略)	四 (略)
	六項の規定により消却することができる持分に関する事項
	項、第四項若しくは第六項又は第十三条第一項、第四項若しくは第
消却することができる持分に関する事項	信用金庫等又は労働金庫である場合にあっては、法第十二条第一
合にあっては、法第十五条第一項、第四項又は第六項の規定により	機関等又は当該組織再編成により新たに設立される金融機関等が
四の経営基盤強化計画を提出する金融機関等が信用金庫等である場	三 経営基盤強化計画に係る組織再編成の後において存続する金融
出資の発行の特例の適用を受けようとする場合に限る。)	
間中の優先出資の発行の見込み(法第十四条第一項に規定する優先	
協同組合等である場合にあっては、当該経営基盤強化計画の実施期	

法第六条第一項の変更の認定を要しないものとする。 第六条 認定経営基盤強化計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、

受けようとする金融機関等は、様式第三による申請書一通及びその写2 法第六条第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を

し一通を、内閣総理大臣に提出するものとする

- 記載した書類をそれぞれ添付するものとする。他法第六条第一項に規定する認定をするため参考となるべき事項を3.前項の申請書及びその写しには、認定経営基盤強化計画の写しその
- 4 (略)

6 (略)

(認定経営基盤強化計画の公表)

第七条 (略)

び当該認定に係る経営基盤強化計画の内容を公表するものとする。第六により、当該認定の日付、当該認定を受けた金融機関等の名称及2(金融庁長官は、法第六条第一項の変更の認定があったときは、様式

法第七条第一項の変更の認定を要しないものとする。 第七条 認定経営基盤強化計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、

- し一通を、内閣総理大臣に提出するものとする。 受けようとする金融機関等は、様式第三による申請書一通及びその写2 法第七条第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を
- 記載した書類をそれぞれ添付するものとする。他法第七条第一項に規定する認定をするため参考となるべき事項を3.前項の申請書及びその写しには、認定経営基盤強化計画の写しその

(略)

4

5 内閣総理大臣は、第二項の変更の申請に係る経営基盤強化計画の提 たる金融機関等に交付するものとする。 内閣総理大臣は、第二項の変更の申請に係る経営基盤強化計画の提 たる金融機関等に交付するものとする。

6 (略)

(認定経営基盤強化計画の公表)

第八条 (略)

び当該認定に係る経営基盤強化計画の内容を公表するものとする。第六により、当該認定の日付、当該認定を受けた金融機関等の名称及2.金融庁長官は、法第七条第一項の変更の認定があったときは、様式

(認定経営基盤強化計画の履行状況の報告)

い。 は、金融庁長官に前項に規定する様式により報告しなければならない。 までの間の履行状況について、原則として当該期間経過後三月以内の の報告を行う金融機関等が銀行、長期信用銀行、銀行持株会社である場合にあっては、当該認定経営基盤強化計期信用銀行持株会社である場合にあっては、当該認定経営基盤強化計の報告を行う金融機関等が銀行、長期信用銀行、銀行持株会社及び長の報告を行う金融機関等が銀行、長期信用銀行、銀行持株会社及び長い。 は、注第八条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況 2

を公表する場合には、様式第八により公表するものとする。 長官が前二項の規定による認定経営基盤強化計画の履行状況の報告3 法第八条第二項において準用する法第七条の規定に基づき金融庁

(削る)

(認定経営基盤強化計画の履行状況の報告)

七により報告しなければならない。当該各営業年度又は事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に様式第間の各営業年度又は事業年度における履行状況について、原則として状況の報告を行う金融機関等は、当該認定経営基盤強化計画の実施期第九条 法第九条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行

い。

こ、金融庁長官に前項に規定する様式により報告しなければならなまでの間の履行状況について、原則として当該期間経過後三月以内画の実施期間の各営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日期信用銀行持株会社である場合にあっては、当該認定経営基盤強化計期にの報告を行う金融機関等が銀行、長期信用銀行、銀行持株会社及び長、法第九条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況

を公表する場合には、様式第八により公表するものとする。長官が前二項の規定による認定経営基盤強化計画の履行状況の報告3.法第九条第二項において準用する法第八条の規定に基づき金融庁

(経営計画の提出、記載事項、公表及び履行状況の報告)

第九により提出するものとする。 の規定に基づき経営計画を金融庁長官に提出する金融機関等は、様式第十条 法第十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)

掲げるものとする。
2 法第十一条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に

- の額及び内容 | の額及び内容 | 協定銀行が協定の定めにより取得した優先株式等又は貸付債権
- 子会社の財務内容の健全性を確保するための方策後特約付金銭消費貸借契約による貸付けその他の方法によりその行持株会社である場合にあっては、劣後特約付社債の引受け又は劣工 経営計画を提出する金融機関等が銀行持株会社又は長期信用銀工
- 十一により報告しなければならない。
 十一により報告しなければならない。
 一世の名営業年度又は事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に様式第一間の各営業年度又は事業年度における履行状況について、原則として
 一世の名学年度の関係が、当該経営計画の期
 一世の規定に基づ
 「本語の、本語の規定に基づ
 「本語の、本語の規定に基づ
 「本語の、表述の規定に基づ
 「本語の、表述の規定により、表述の
 「本語の、表述の規定により、表述の
 「本語の、表述の規定により、表述の
 「本語の、表述の
 「本語の
 「本語の、表述の
 「本語の
 」本語の
 「本語の
 」本述の
 「本語の
 「

るものとする。計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第十二により公表す

(経営基盤強化指導計画の提出、記載事項及び公表)

る。

先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの状況関等(協同組織中央金融機関を除く。)をいう。以下同じ。)が実施関等(協同組織中央金融機関を除く。)をいう。以下同じ。)が実施関系第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に規定する金融機関(法づき当該協同組織中央金融機関の会員である協同組織金融機関の指導に基

を記載した書類

三 信託受益権等の買取りの決定に係る審査をするため参考となる害されるものではないことを証する書類 信託受益権等に係る協同組織金融機関の従業員の地位が不当に

3 法第二十一条第三項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次

べき事項を記載した書類

に掲げるものとする。

- | 信託受益権等の買取りを求める理由
- | 買取りを求める信託受益権等の額及び内容
- 三 信託受益権等の買取りを求める額の算定根拠
- 融機関が保有する信託受益権等の額及び内容四(買取りに係る経営基盤強化指導計画を提出する協同組織中央金)
- 五条第六項に規定する連結自己資本比率) 五条第六項に規定する連結自己資本比率) 五条第六項に規定する連結自己資本比率) 五条第六項に規定する連結自己資本比率(当該他の協同組織金融機関が第五条第一項に規定する健全な自己資本の状況にある子会社等を有する場合にあっては、当該他の協同組織金融機関が信用金庫 大条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有する場合にあっては、当該単体自己資本比率及び第 五条第六項に規定する連結自己資本比率)
- 行うかどうかの決定を行うものとする。提出を受けた日から原則として二月以内に信託受益権等の買取りをて、速やかに法第二十一条第四項に照らしてその内容を審査し、当該4 内閣総理大臣は、経営基盤強化指導計画の提出を受けた場合におい
- 係る協同組織中央金融機関の名称及び当該買取りに係る経営基盤強があったときは、様式第十四により、当該決定の日付、当該買取りに5 金融庁長官は、法第二十一条第四項の信託受益権等の買取りの決定

(削る)

化指導計画の内容を公表するものとする。

(経営基盤強化指導計画の履行状況の報告及び公表)

(削る)

場合には、様式第十六により公表するものとする。き金融庁長官が経営基盤強化指導計画の履行状況の報告を公表する2.法第二十三条第二項において準用する法第二十二条の規定に基づ

(経営指導計画の提出、記載事項、公表及び履行状況の報告)

2 法第二十五条第二項第三号に規定する主務省令で定める事項は、協中央金融機関は、様式第十七により提出するものとする。中央金融機関は、様式第十七により提出するものとする協同組織お、の規定に基づき経営指導計画を金融庁長官に提出する協同組織第十三条 法第二十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含

- 益権等の額及び内容とする。
 か、経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関が保有する信託受定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等の額及び内容のほと、法第二十五条第二項第三号に規定する主務省令で定める事項は、協
- 当該経営計画の内容を公表するものとする。

 き、経営指導計画の提出を受けた金融庁長官は、様式第十八により、
 3 法第二十五条第四項において準用する法第二十二条の規定に基づ

2 金融機関等(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施

第十条

(略)

(経由官庁)

(予備審査等)

第九条 提出して予備審査を求めることができる。 際に内閣総理大臣に提出すべき書類に準じた書類を内閣総理大臣に 基盤強化計画の認定を受けようとするときは、当該認定の申請をする 金融機関等は、法第三条又は法第六条第一項の規定による経営

2 備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、申請書にそ の旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。 請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予 金融機関等は、法第三条又は法第六条第一項の規定による認定の申

(経由官庁)

第十五条 (略)

2 金融機関等(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施

4 第十九により報告しなければならない。 て、原則として当該各事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に様式 関は、当該経営指導計画の期間の各事業年度における履行状況につい に基づき経営指導計画の履行状況の報告を行う協同組織中央金融機 法第二十五条第四項において準用する法第二十三条第一 項の規定

5 のとする。 の履行状況の報告を公表する場合には、様式第二十により公表するも て準用する法第二十二条の規定に基づき金融庁長官が経営指導計画 法第二十五条第四項において準用する法第二十三条第二項におい

(予備審査等)

第十四条 に提出して予備審査を求めることができる る際に内閣総理大臣に提出すべき書類に準じた書類を内閣総理大臣 営基盤強化計画の認定を受けようとするときは、当該認定の申請をす 金融機関等は、法第三条又は法第七条第一項の規定による経

2 請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予 金融機関等は、法第三条又は法第七条第一項の規定による認定の申

備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、申請書にそ

の旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる

所長とする。) を経由して提出しなければならない。 (財務事務所の管轄区域を除く。) 内にある場合にあっては当該財務事務所長又は出現所在地を管轄する財務局長 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域を除く。) 内にある場合にあっては福岡財務の指定する金融機関等を除く。) は、この府令に規定する書類を金融行令(平成十四年政令第三百九十四号)第十条に規定する金融庁長官

ては当該財務事務所長とする。)を経由して提出しなければならない。官の指定する金融機関等を除く。) 内にある場合にあっては福岡財務の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域を除く。) は、この府令に規定する書類を金官の指定する金融機関等を除く。) は、この府令に規定する書類を金